西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
中国ニューズレター
2012 年 10 月

中国でのドメイン紛争に関する企業の実務的対策

1. ドメインネームに関する紛争

ドメインネーム(domain name)は、コンピュータネットワークにおいて個々のコンピュータを識別する名称の一部ですが、多くの企業は自社のウェブサイトを開くにあたり、各自の商号又は商標等をドメインネームとして登録し使用していることから、企業にとって重要な価値を有するようになっています。

他方で、ドメインネームは本来的に、誰でも早い者勝ちで登録することが可能なため、転売利益を得る目的等から著名な企業名などのドメインネームを登録・保有する、いわゆるサイバースクワッターが増加しております。

サイバースクワッターによる行為が紛争に発展するケース(以下「ドメインネーム紛争」といいます)には、具体的に、①登録されたドメインネームを実際の商標権者又は商号権者等に高値で売り付ける場合、②ドメインネームが使用されたウェブサイトで実際の商標権者又は商号権者等の商品と同一又は類似の商品を販売する場合、③ドメインネームが使用されたウェブサイトで実際の商標権者又は商号権者等の事業とは関係ない事業を運営し、潜在的な顧客がそちらに誘導されること等により商標権者又は商号権者等に悪影響[1]を及ぼす場合等があげられます。

中国では、以前は①の被害事例が多くみられましたが、最近は②や③の事例が増加し、特に②の事例による模倣品被害の拡大が大きな問題となっています。

このような状態を放置しておくことは、企業のビジネスチャンスの逸失、模倣品による知的財産権侵害、レピュテーションリスク等のリスクが生じうることから、適切な措置を講ずる必要があります。そこで今回は、中国におけるドメインネーム紛争の対処について、最近の動向を踏まえて紹介します。

2. 事例

例えば、(ⅰ)貴社(X 社)に対して、中国のドメイン登録業者などから、X 社の商標と類似する登録済みの「.net」や「.cn」ドメインを買い取るように求められた場合に、どのような対応が考えられるでしょうか。また、(ⅱ)X 社が日本国内及び X 社の中国子会社(A 社)を通じて中国国内で販売している商品が、X 社及び A 社とは無関係の複数のウェブサイト上で正規代理店を装って販売されている場合に、X 社及び A 社としては、どのような対応が考えられるでしょうか。

(ⅰ)の場合は、先述しました典型的なサイバースクワッターによる例であることから、後述するドメインネーム紛争の対処方法により解決を図ることになります。(ⅱ)の場合は、例えば当該サイトにおいて X 社又は A 社が中国で登録している商標が無断で使用されている場合には、商標権侵害に基づく主管機関への処分の申立又は民事訴訟の提起が考えられます。また、当該ウェブサイトのドメインに X 社又は A 社が中国で登録している商標又は商号が含まれている場合には、(ⅰ)の場合と同様の方法により解決を図ることになります。

以下では、ドメインネーム紛争の対処方法を中心に論じることとします。

3. ドメインネーム紛争の対処方法

ドメインネーム紛争に対する法的措置としては、①行政処罰の申立、②ドメインネーム仲裁(裁判外紛争解決)、③民事訴訟の方法が考えられます(他に任意の手段として、交渉を通じて当該ドメインを買い取ることも考えられますが、サイバースクワッターは往々にして法外な価格での買い取りを要求するため、交渉ではまとまらないケースが多いと言われています。そこで実務的には、第三者に見えるダミーを立てて買い取り交渉を行うケースもよく見られます)。

①の行政処罰の申立は、(a)インターネット情報サービスを提供するウェブサイトが所在地の省レベルの通信管理局の許可を取得していない場合又は届出手続を行っていない場合、(b)

本ニューズレターの執筆者

野村(のむら) 高志(たかし)
カウンセル
弁護士

時(とき) 蕭楠(しょうなん)
フォーリンアトーニー
(中国律師)

早川(はやかわ) 一平(いっぺい)
アソシエイト
弁護士

本稿は、みずほコーポレート銀行発行の Mizuho China Monthly(2012 年 10 月号)に掲載されたものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

© Nishimura & Asahi 2012

虚偽の許可・届出を行っている場合、又は(c)当該ウェブサイト上で詐欺行為等が行われている場合に申立ができます。

ただ、その効果としては相手方に対する行政処罰に止まり、申立人側が当該ドメインネームを取得することはできず、そこで②③の措置も必要となります(状況に応じて②③を選択することになります)。

4. 紛争処理の前提となる情報の確認

ドメインネーム紛争に対する上記措置を講ずる前提として、以下の申立人及び被申立人の情報を確認する必要があります。

(1) 申立人の有する権利の確認

✓ 商標権の確認
申立人が中国国内において有効な商標権を有していることの確認。[2]

✓ 商号権の確認
工商局で申立人の企業名が登録されていること。登録された会社名称の中の特徴がある部分が相手方ドメインネームと一致していること。

(2) 相手方のウェブサイトの性質の確認

✓ ICP 許可・届出情報の確認
中国のウェブサイトには、経営性ウェブサイト及び非経営性ウェブサイトがあります[3]が、経営性ウェブサイト又は非経営性ウェブサイトのいずれであっても、工業和信息化部の関連許可届出検索システムにより、当該ウェブサイトの許可・届出情報を確認することができます。
経営性ウェブサイトを利用するための許可の取得に制限があるため、サイバースクワッターは非経営性ウェブサイトを利用するのが一般的です。そこで、以下では非経営性ウェブサイトを念頭において説明します。

✓ WHOIS[4]情報の確認
ICPを通信部門[5]で登録していないために上記方法でウェブサイトの情報を探すことができない場合は、専門のウェブサイト[6]にアクセスすることで当該ウェブサイトのWHOIS情報を取得することができます。WHOIS情報により、当該ウェブサイトの登録者、登録日時、登録者の住所、登録者連絡先、サーバー所在地等の情報を確認することができます。

5. 紛争処理方法の選択

上記のとおり、ドメインネーム紛争に対する措置を講ずる前提として必要な情報を確認した後に、紛争処理方法を選択する必要があります。

(1) 行政処罰の申立

	要件	処罰
所在地の省レベルの通信管理局	① 非経営性インターネット情報サービスを提供するサイトが、所在地の省レベルの通信管理局へ届出[7]を行わない場合	➢ 期限付きで是正命令が下され、かつ 1 万元の罰金が課される。是正しない場合、ウェブサイトが閉鎖される。
	② 虚偽の事実に基づいて届出手続を行った場合[8]	➢ ウェブサイトが閉鎖され、届出が取り消される。
工業和信息化部[9]	① インターネット情報サービスを提供するウェブサイトが所在地の省レベルの通信管理局の届出手続を行っていない場合 ② 虚偽の事実に基づいて届出手続を行った場合 ③ 当該ウェブサイト上で詐欺行為等が行われている場合[10]	➢ 工業和信息化部は、当該事実を確認後、届出の取消や関係企業又は人員の責任を追及する権限を有する。

前述の通り、(a)工業和信息化部の関連許可届出検索システムにおいて ICP 届出情報が確認できない場合(届出がなされていない場合)、(b)虚偽の事実に基づいて ICP 届出手続がなされた場合、(c)当該ウェブサイト上で詐欺行為等が行われている場合には、通信部門(申立先は、省レベルの通信管理局又は中央の工業和信息化部のいずれでも可)に行政処罰の申立をすることができます。

この場合、申立人の企業側が商標権、商号権を有することは必要条件ではなく、迅速かつ簡易に申立ができるメリットがありますが、他方で、当該行政処罰が行われた場合であっても、申立人側で当該ドメインネームを取得することはできないため、企業側の要望に合致しない面もあります。

(2) ドメインネーム仲裁(裁判外紛争解決)

	アジアドメインネーム紛争解決センター	中国インターネット情報センター
対象ドメインネーム	「.aero、.asia、.biz、.cat、.com、.coop、.info、.jobs、.mobi、.museum、.name、.net、.org、.	「.cn」又は中国語のドメインであり、かつ、登録後 2 年未満

© Nishimura & Asahi 2012

	pro、.tel、.travel」	
適用の要件	① 申立人が権利を有する商標又はサービスマークとドメインネームが同一又は混同を招くような近似性がある場合 ② 申立ての対象となっているドメインネームに関して、相手方が権利又は正当な利益を有しないと考える理由[11] ③ 相手方のドメインネームの登録・使用に悪意がある場合	① 申立人が民事権利を有する名称又はロゴとドメインネームが同一又は混同を招くような近似性がある場合 ② 申立ての対象となっているドメインネームに関して、相手方が権利又は正当な利益を有しない場合 ③ 相手方のドメインネームの登録・使用に悪意がある場合
悪意の認定方法[12]	① 相手方が、商標権者である申立人又はその申立人の競業者に対して、ドメインネームの取得の直接の支払金額を超えた対価にて売買、賃貸又は譲渡することを主たる目的として、そのドメインネームを登録又は取得している場合 ② 申立人がドメインネームとして使用できないよう妨害するために、相手方がそのドメインネームを登録する等の妨害行為が定型化している場合 ③ 相手方が、競合者の事業を妨害することを主たる目的として、ドメインネームを登録している場合 ④ ドメインネームの使用により、商業的利益を得る目的のために、ウェブサイト、オンラインロケーションの、又はそれらに登場する製品・サービスの、出所(ソース)・スポンサーシップ・取引提携関係・推奨について、相手方の標章との混同の危険を生じさせ、インターネットのユーザーをそのウェブサイト又はその他のオンラインロケーションに意図的に引き寄せるために、使用している場合[13]	① 申立人又はその申立人の競業者に対して、売買、賃貸又は譲渡することにより不正の利益を取得する目的で、ドメインネームを登録している場合 ② 相手方がそのドメインネームの形で法的利益の有する名称又はロゴを使用することを阻止する目的で、他人の法的利益の有する名称又はロゴを複数ドメインネームとして登録する場合 ③ 相手方が申立人のビジネス上の名誉を毀損し、正常な業務活動を妨害し、又は申立人を混乱させることを主たる目的でドメインネームを登録している場合[14]。
効果	ドメインネーム登録を抹消、移転又は変更できる。	ドメインネーム登録を抹消、移転又は変更できる。

行政処罰が行われた場合は、申立人側で相手方(ドメインネームの所有者を指します[15]。以下同様)が登録しているドメインネームを取得(移転)できないことから、当該ドメインネームを取得するために、ドメインネーム仲裁を提起することも可能です。前出の表のとおり、ドメインネームの種類に応じて管轄機関が異なることから注意が必要です。

(3) 民事訴訟

適用範囲	中国において運営されているドメインネーム
侵害の要件[16]	① 原告が保護を求める民事上の権利が合法的かつ有効である場合。 ② 被告のドメインネーム又はその主要部分が原告の馳名商標の複製、模倣、翻訳又は音訳である場合、又は原告の登録商標、ドメインネーム等と同様若しくは類似する場合、又は関連公衆の誤解を十分に招く場合。 ③ 被告が当該ドメインネーム又はその主要部分についての権利を有さず、当該ドメインネームを登録、使用する正当な理由がない場合。 ④ 被告の当該ドメインネームの登録、使用について悪意[17]がある場合。
被告の特定	ドメインネーム仲裁の場合は相手方のドメインネームさえ分かれば被申立人の特定として十分であるのに対して、訴訟の場合は被告(ウェブサイトの所有者・登録者等)を特定する必要があり、実務上も十分に特定できない場合が多いので注意を要する。
土地管轄	「最高人民法院インターネットドメインネームに関する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」によれば、ドメインネームに係わる権利侵害紛争事件は、権利侵害行為地又は被告の所在地の中級人民法院が管轄する。権利侵害行為地及び被告の所在地を特定しにくい場合、原告が当該ドメインネームを発見したサーバーの所在地を、権利侵害行為地とみなすことができる(第 2 条)。

ドメインネーム仲裁は、仲裁機関ごとに別個独立の要件が定められていることから、仲裁を提起できる条件に合致しない場合には、民事訴訟の提起を検討することになります。

(4) 申立等の時期

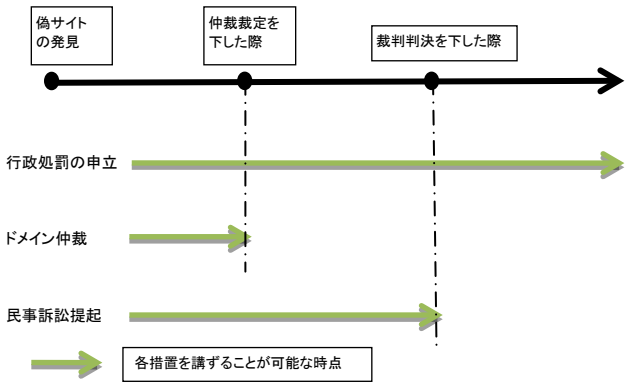

上記の図のとおり、行政処罰の申立、ドメインネーム仲裁の申立、民事訴訟の提起は同時に行うことができます。行政処罰の申立の効果はウェブサイトの閉鎖にすぎず、当該ドメインネームを取得することはできないため、行政処罰の申立とドメ

© Nishimura & Asahi 2012

インネーム仲裁の申立又は民事訴訟の提起は同時に進めた方がよいと思われます。

なお、アジアドメインネーム紛争解決センター及び中国インターネット情報センターの仲裁規則によれば、ドメインネーム仲裁手続きの開始前又は終結後に、いずれかの当事者が人民法院に民事訴訟を提起することを妨げられないことから、ドメインネーム仲裁の裁定に異議がある場合は、管轄権を有する中級人民法院に民事訴訟を提起することができます。

このように、実務上は、仲裁申立と訴訟提起との間に先後関係はありません。

6. 最後に

中国のウェブサイト総数は 2012 年 6 月時点において約 873 万個に上り、2012 年 1 月から 2012 年 6 月までの半年間に、新たに 98 万個のウェブサイトが登録されております[18]。このような多数の新規登録ウェブサイトの中には、多かれ少なかれ本稿で取り上げているようなウェブサイトが存在するのが現状と思われます。

一見すると、このようなウェブサイトを放置しておいても、企業にとって直接の影響はないようにも思えます。しかし、急速に発展していくネット社会の中で、このようなウェブサイトによりレピュテーション等の被害を受けている企業も多数存在しています。中国においても様々な法的救済手段が存在しており、これらを駆使して対処していくことが重要と思われます。

---

1 例えばポルノサイトのほか、企業のイメージを損なうサイトの運営等がこれに該当します。

2 中国商標法上の馳名商標(第 13 条参照)に該当するときは、当該商標の翻訳又は音訳と相手方ドメインネームが同一又は類似している場合にも保護が及びます(「最高人民法院インターネットドメインネームに関する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第 4 条(二))。

3 「インターネット情報サービス管理規則」によれば、中国におけるインターネット情報サービスを提供するウェブサイトは経営性ウェブサイト及び非経営性ウェブサイトに分類されていますが、非経営性ウェブサイトの場合には届出で足りるのに対して、経営性ウェブサイトは許可を取得しなければならず、経営性ウェブサイトを利用するための許可の取得には制限があります。

4 WHOIS(フーイズ)とは、インターネットで利用されるドメインネームや IP アドレス、AS 番号などの資源の割当を受けた登録者のデータベースで、そのデータベースにアクセスするためのプロトコル及び UNIX コマンドをいいます。

5 工業和信息化部及びその下部機関を指します。

6 例えば「http://tool.chinaz.com/」等が、WHOIS 情報を取得可能なウェブサイトです。

7 「非経営性インターネット情報サービス届出管理弁法」第 5 条

8 「非経営性インターネット情報サービス届出管理弁法」第 23 条

9 工業和信息化部のホームページ上に掲載されている「工業和信息化部からのお知らせ」によります。

10 例えば当該ウェブサイトで模倣品の販売などの詐欺行為を行っている場合は、これを理由として申立てることができます。

11 申立人が商号権を有する場合に保護されるかについては、センターの過去の事例では、① www.parker-pen.com ドメインに関する、申立人 parker pen products と被申立人蔡玉仁の間の紛争において、申立人の商標権がすでに無効になったため、商号権を先行権利として保護することができないと裁定した事例、② www.showpoints.com ドメインに関する、申立人 Weight Watchers International Inc.と被申立人 Adam Jin の間の紛争において、申立人の商号権を先行権利として保護することができると裁定した事例があり判断が分かれています。

12 ①から④の事情(これらに限定されない)がある場合は、悪意によるドメインネームの登録・使用であることの証拠となります。

13 「統一ドメインネームの紛争解決ポリシー」第 4 条

14 「中国インターネット情報センタードメインネーム解決方法」第 9 条

15 「統一ドメインネームの紛争解決ポリシー」第 4 条、「中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法」第 5 条、第 9 条

16 「最高人民法院インターネットドメインネームに関する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第 4 条(ドメインネームの登録・使用等が違法となる場合)

17 「最高人民法院インターネットドメインネームに関する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第 5 条(悪意の認定事由)

18 「中国インターネット発展状況統計報告」(2012 年 7 月)

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所 中国プラクティスグループの連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
TEL: 03-5562-9260 FAX: 03-5561-9711～9714
E-mail: eapg@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp

(北京事務所の連絡先) 〒100025 北京市朝陽区建国路 81 号 華貿中心 1 号写字楼 17 層 06 号
TEL: +86-10-8588-8600 FAX: +86-10-8588-8610
E-mail: info@juristsoverseas.cn

© Nishimura & Asahi 2012